

H@kabu ネット

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して管理させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。
- ・ 証券保管振替機構等を通じて他社へ有価証券の移管手続きを行う場合
1 銘柄 1 単位につき 540 円 (税込)、1 銘柄上限 10, 800 円 (税込) の手数料を頂戴します。
 - ※ 1 単元に満たない場合は、1 銘柄当たり 1 回につき 540 円 (税込) を頂戴します。
 - ※ 公開買付の応募申込み等の場合は、1 銘柄当たり 1 回につき 540 円 (税込) を頂戴します。
- ・ 単元未満株 (端株) の買取請求の取次ぎを行う場合
1 銘柄当たり 540 円 (税込) を頂戴します。
- ・ 登録済加入者情報開示請求の取次ぎを行う場合
1 回につき 1, 620 円 (税込) を頂戴します。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して管理させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の取引約款に掲げる事由に該当した場合 (主なものは次のとおりです) は、この契約は解約され

ます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の取引約款の変更に同意されない場合

当社の概要

商号等	廣田証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第33号
本店所在地	〒541-0041 大阪市中央区北浜1丁目1番24号
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	6億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年4月
連絡先	オンライントレード相談窓口（0120-104-350）にご連絡下さい。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒541-0041 大阪市中央区北浜1丁目1番24号

電話番号：06-6201-5490

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）